

滋賀県汚水処理施設整備構想2016(案)に対する意見・情報と滋賀県の考え方
【概要版】

意見・情報等の概要	意見・情報等に対する県の考え方
【浄化槽を推進すべき】(60件) ○浄化槽は災害に強い。 ○浄化槽は設置・維持管理費が安価である。 ○災害時における仮設トイレのし尿処理のためにバキューム車が必要となる。バキューム車の存続のため、浄化槽の普及が必要。	汚水処理施設の整備手法の見直しは、市町が各種汚水処理施設の特性、整備コストや維持管理の効率性、公共用水域の水質保全、市町の財政状況、地域の実情や住民の方々の要望等を総合的に勘案して行っています。 見直しの結果、下水道計画区域を浄化槽区域へと変更した箇所もあり、現計画と比較して、下水道の受け持つ人口の割合は0.3%減、浄化槽の受け持つ人口の割合は0.7%増となっています。また、将来的に下水道での整備が望ましいと判断された区域についても、汚水処理施設の早期整備完了を目指す観点から、先行して浄化槽整備を行う等の弾力的な対応が計画されています。 災害時における仮設トイレの設置やし尿の処理については、一般廃棄物である災害廃棄物の処理主体である市町において、適正かつ迅速に対応される必要があることから、県の地域防災計画※1および災害廃棄物広域調整マニュアル※2において、その概要をお示ししているところです。 さらに、県では災害廃棄物対策を強化するため、今年度、地震被害想定(平成26年3月)に基づく災害廃棄物の発生量や要処理量、仮設トイレの必要設置数、し尿収集量等の基礎調査を実施し、平成28年熊本地震等から得られる最新の知見なども踏まえ、平成29年度に災害廃棄物処理計画を策定することとしています。また、調査結果等の情報は市町と共有するなど、市町においても災害廃棄物処理計画を早期に策定していただき、仮設トイレの確保やし尿処理等における近隣市町や関係機関・団体との連携を促進されるよう、県としても支援していきます。 【参考】 ※1 滋賀県地域防災計画(震災対策編)223頁 http://www.pref.shiga.lg.jp/c/shobo/tibou/files/04_jiko.pdf ※2 災害廃棄物広域調整マニュアル 15頁以降 http://www.pref.shiga.lg.jp/d/haikibutsu/gomizero/files/01saigaimanual.pdf
【農業集落排水施設を存続させるべき】(3件) ○農業集落排水施設は地域の水環境の保全や災害時の対応など、広い立場からの役割もあり、短絡的に下水道に接続すべきではないと考える。 ○処理水と汚泥を農業生産に活用できるメリットがある。	汚水処理施設の整備手法の見直しは、市町が各種汚水処理施設の特性、整備コストや維持管理の効率性、公共用水域の水質保全、市町の財政状況、地域の実情や住民の方々の要望等を総合的に勘案して行っています。
【下水道一極集中はリスクが大きい】(11件) ○下水道ばかりに汚水処理を頼るのは危険と思うのでリスク分散を考えるべき。 ○下水道は大災害に弱く、復旧に時間がかかる。	下水道はこれまで発生した大震災を契機として、耐震化が義務づけられており、震災以前に建設した施設も順次、耐震対策を実施しております。また、地震等により被災した場合でも応急処置や災害復旧工事により、早急に機能復旧するためのBCP計画を定めています。 今後もハード対策・ソフト対策の両面から下水道の危機管理に努めていきます。
<市町意見> 【実行スケジュールについて】(1件) ○ページ11 表3「平成57年度の整備計画」 - ページ14 表6「平成32年度の整備計画」 - ページ15 表7「平成37年度の整備計画」 上表では各市町の普及率等の数値のみの記載となっているため、県と市町との連携、実行スケジュール等を示した方がよいと思われる。 また、流域の処理場や幹線整備等の情報も明記してはどうか。	P11、P14、P15の整備計画について県と市町の連携等の表を追加しました。